

# 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市実行委員会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会において、日南市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第2章 組織

### (組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 日南市を代表する者
- (2) 日南市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

### (役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会長   | 1名    |
| (2) 副会長  | 5名以内  |
| (3) 常任委員 | 35名以内 |
| (4) 監事   | 2名    |

### (役員を選任)

第6条 会長は、日南市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

### (役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会

長が指名した副会長が、その職務を代理する。

- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下、「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指定した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。
  - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員等の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員等（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わったものを含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

- 第 12 条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
  - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
  - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
  - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
  - 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
  - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果必要に応じて次の総会に報告する。
    - (1) 総会から委任された事項に関すること。
    - (2) 専門委員会の設置及びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
    - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
    - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
  - 8 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、常任委員会について準用する。
  - 9 第 8 条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

- 第 13 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
  - 3 前 2 項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
  - 4 第 8 条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第 4 章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第 14 条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第 5 章 事務局

(事務局)

- 第 15 条 実行委員会の事務を処理するため、日南市教育委員会国スポ・障スポ準備室内に事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第 6 章 会計

(経費)

- 第 16 条 実行委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 17 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

(委任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第 20 条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和5年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 実行委員会の令和5年度における会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和6年3月31日までとする。

## 附 則（令和6年4月1日改正）

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則（令和6年9月19日改正）

1 この改正規定は、令和6年9月19日から施行する。

2 この改正規定施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市実行委員会の役員、委員、顧問、参与、又は専門委員に委嘱されたものとみなす。

3 この改正規定施行の際、現に第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程等中「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会日南市準備委員会」及び「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」とあるのは「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ日南市実行委員会」及び「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会」と読み替える。

**総会【審議・議決】 ※第 11 条関係**

- |                      |                    |
|----------------------|--------------------|
| (1) 競技会の開催運営に関する基本方針 | (4) 予算及び決算         |
| (2) 会則の制定及び改廃        | (5) 常任委員会に委任する事項   |
| (3) 事業計画及び事業報告       | (6) その他重要な事項の審議・決定 |

委 任



報 告

**常任委員会【審議・決定】 ※第 12 条関係**

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 総会から委任された事項      | (3) 総会を招集するいとまがない緊急事項 |
| (2) 専門委員会の設置・付託・委任事項 | (4) その他委員長が必要と認める事項   |

付託・委任



報 告

**専門委員会【調査・審議】 ※第 13 条関係**

常任委員会から委任又は付託された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告

※第 1 回常任委員会にて審議・決定するため現段階では予定

- 総務企画委員会：総合計画、財務、広報、市民協働、歓迎、接伴など
- 競技式典委員会：競技会場、施設整備、式典など
- 宿泊衛生委員会：宿泊、医事、食品環境衛生など
- 輸送交通委員会：輸送、交通、警備、消防防災など

**実行委員会事務局**

日南市教育委員会生涯学習課国スポ・障スポ準備室内

日南市実行委員会 委員・役員等 (順不同)

【会長】1名

NO	区分	所属機関・団体名	役職
1	市関係	日南市	市長

【副会長】4名

NO	区分	所属機関・団体名	役職
1	市議会関係	日南市議会	議長
2	スポーツ関係	日南市スポーツ協会	会長
3	市関係	日南市	副市長
4	市教委関係	日南市教育委員会	教育長

【常任委員】27名

NO	区分	所属機関・団体名	役職
1	市議会関係	日南市議会	副議長
2	県競技団体	宮崎県セーリング連盟	会長
3		宮崎県バレーボール協会	会長
4		宮崎県レスリング協会	会長
5		宮崎県高等学校野球連盟	会長
6		スポーツ関係	日南市スポーツ推進委員協議会
7	スポーツ関係	日南市小学校体育連盟	会長
8		南那珂地区中学校体育連盟	会長
9		宮崎県高校体育連盟日南支部	支部長
10		学校関係	日南市校長会
11	学校関係	宮崎県立学校長協会県南理事	理事
12		日南学園高等学校	校長
13	産業・経済関係	日南商工会議所	会頭
14	通信・運輸関係	宮崎交通株式会社日南営業所	所長
15	宿泊・観光関係	一般社団法人日南市観光協会	会長
16	医療関係	一般社団法人南那珂医師会	会長
17	社会団体関係	社会福祉法人日南市社会福祉協議会	会長
18	国・県関係	宮崎海上保安本部	部長
19		日南警察署	署長
20	市関係	日南市総合政策部	部長
21		日南市市民生活部	部長
22		日南市健康福祉部	部長
23		日南市産業経済部	部長
24		日南市建設部	部長
25		日南市立中部病院	病院部長
26		日南市議会事務局	局長
27		日南市消防本部	消防長

【監 事】2名

NO	区 分	所属機関・団体名	役 職
1	市関係	日南市	代表監査委員
2		日南市	会計管理者

【委 員】51名

NO	区 分	所属機関・団体名	役 職
1	国・県関係	国土交通省宮崎河川国道事務所日南国道維持出張所	所長
2		宮崎県南那珂農林振興局	局長
3		宮崎県日南土木事務所	所長
4		宮崎県油津港湾事務所	所長
5		宮崎県日南保健所	所長
6	市競技団体	日南市セーリング連盟	会長
7		日南市バレーボール協会	会長
8		日南市レスリング協会	会長
9		日南市軟式野球協会	会長
10		日南市ターゲット・バードゴルフ協会	会長
11		日南市綱引連盟	会長
12	スポーツ関係	日南市スポーツ少年団	本部長
13	産業・経済関係	北郷町商工会	会長
14		南郷町商工会	会長
15		はまゆう農業協同組合	代表理事組合長
16		日南市漁業協同組合	代表理事組合長
17		南郷漁業協同組合	代表理事組合長
18		外浦漁業協同組合	代表理事組合長
19		南那珂森林組合	代表理事組合長
20		日南地区建設業協会	会長
21		日南建築業協会	会長
22		通信・運輸関係	九州旅客鉄道株式会社宮崎支社
23	一般社団法人宮崎県タクシー協会日南支部		支部長
24	日本郵便株式会社日南郵便局		局長
25	西日本電信電話株式会社宮崎支店		支店長
26	九州電力株式会社日南営業所		所長
27	西日本高速道路(株)九州支社宮崎高速道路事務所		所長
28	宿泊・観光関係	宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合日南支部	支部長
29		日南市食生活改善推進協議会	会長
30		公益社団法人宮崎県栄養士会日南・串間事業部	部長
31		宮崎県飲食業生活衛生同業組合日南支部	支部長
32		日南串間地区食品衛生協会	会長
33	医療関係	一般社団法人日南歯科医師会	会長
34		一般社団法人日南串間薬剤師会	会長
35		公益社団法人宮崎県看護協会日南串間地区	理事
36	警備・消防関係	日南地区交通安全協会	会長
37		日南市消防団	団長

NO	区 分	所属機関・団体名	役 職
38	社会団体関係	日南市自治会連合会	会長
39		日南市公民館連合会	会長
40		日南市地域連携組織代表者連絡会	会長
41		宮崎県保育連盟日南支部	支部長
42		日南市私立幼稚園連合会	会長
43		日南市PTA連絡協議会	会長
44		宮崎県高等学校PTA連合会（県南地区）	副会長
45		日南市スポーツグループ連絡協議会	会長
46		日南市高齢者クラブ連合会	会長
47		日南市身体障害者福祉協会	会長
48		日南地区手をつなぐ育成会	会長
49		日南市民生委員児童委員協議会	会長
50		日南市文化芸術協会	会長
51		日南市レクリエーション協会	会長

【顧 問】2名

NO	区 分	所属機関・団体名	役 職
1	県議会議員	宮崎県議会	議員
2	県議会議員	宮崎県議会	議員

【参 与】9名

NO	区 分	所属機関・団体名	役 職
1	国・県関係	自衛隊宮崎地方協力本部日南地域事務所	副所長
2	市議会関係	日南市議会総務市民委員会	委員長
3		日南市議会文教厚生委員会	委員長
4		日南市議会産業建設委員会	委員長
5	報道関係	宮崎日日新聞社日南支社	支社長
6	市教委関係	日南市教育委員会	教育委員
7		日南市教育委員会	教育委員
8		日南市教育委員会	教育委員
9		日南市教育委員会	教育委員

【事務局】日南市教育委員会生涯学習課国スポ・障スポ準備室

事務局長	日南市教育委員会	教育部長
事務局次長	日南市教育委員会	生涯学習課 国スポ・障スポ準備室長
事務局書記	日南市教育委員会	生涯学習課 国スポ・障スポ準備室長補佐
事務局員	日南市教育委員会	生涯学習課 国スポ・障スポ準備室職員